

神奈川県立川崎高等職業技術校京浜分校の跡地活用に関する意見書

神奈川県立川崎高等職業技術校京浜分校は、昭和22年12月に設置され、新たに職業人になろうとする人や、職業の転換を目指そうとする人等に職業訓練を通じた能力開発を行ってきたが、平成20年3月に閉校となり、現時点では、跡地活用についての県としての利用計画はないとのことである。

一方、当該跡地のある川崎区内には特別養護老人ホームが5か所、保育所が27か所あるが、入所を希望しながら待機している人が多数いるほか、公園の数も十分ではなく地域コミュニティを育む場が不足している状況にある。

そのため、当該跡地の整備・活用に寄せる地域住民の期待が膨らんでおり、当該跡地に特別養護老人ホーム、保育所及び公園を整備するよう要望されている。

本市としても、厳しい財政状況下ではあるが、特別養護老人ホーム、保育所及び公園の整備を重要課題と位置付け、増大する市民の需要に対応するため、民間事業者の活用を含む多様な手法により整備を推進するとともに、必要な用地等の確保に取り組んでいる。

よって、県におかれでは、このような事情に配慮され、本市又は民間事業者が特別養護老人ホーム、保育所、公園等の整備を目的とする市民の福祉の増進のために当該跡地の提供を要望した際には、優先的に協議に応じるとともに、その提供に当たっては、無償貸付、等価交換、定期借地権の設定等の多様な手法による利用が可能となるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月15日

議会議長名

神奈川県知事 あて